

森林施業省力化促進事業補助金交付要綱

平成元年 8 月 11 日 京都府告示第 4 7 5 号

平成 13 年 8 月 3 日 京都府告示第 4 1 6 号

平成 16 年 7 月 23 日 京都府告示第 4 7 0 号

平成 26 年 4 月 22 日 京都府告示第 2 2 7 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、森林資源の造成、国土の保全、水資源の確保等を図るため、安全かつ効率的な森林施業を目的とする簡易な作業道を開設し、又は改良する者が行う森林施業省力化促進事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和 3 5 年京都府規則第 2 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(経費及び補助率)

第 2 条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(事業計画の作成及び事業の実施)

第 3 条 事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は、当該年度の事業計画を知事に提出するものとする。

2 事業の実施については、別に定めるところにより行うものとする。

(交付申請)

第 4 条 事業主体は、前条の規定により提出した事業計画のうち承認された路線について、別に定める補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

(着手届)

第 5 条 事業主体は、事業に着手した場合は、速やかに知事に着手届を提出するものとする。

(変更申請)

第 6 条 規則第 9 条の規定により知事の承認を受けなければならない事項は、別表第 2 に掲げるものとする。

(実績報告)

第 7 条 事業主体は、事業が完了した場合は、規則第 1 3 条の規定により、実績報告書を知事に提出するものとする。

(完成検査)

第8条 京都府広域振興局長及び京都府京都林務事務所長は（以下「広域振興局長等」という。）は、実績報告書が提出されたときは、別に定めるところにより完成検査を行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者は、作業道開設に係る森林施業について、補助対象となる事業規模以上実施しないときは、当該作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。ただし、天災等不可抗力によるものとして知事が認めた場合は、この限りでない。

(書類の提出先)

第10条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、事業施行地を管轄する広域振興局長等に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この告示は、平成元年度分の補助金から適用する。

附則（平成13年告示第416号）

この告示は、平成13年8月3日から施行する。

附則（平成16年告示第470号）

この告示は、平成16年度分の補助金から適用する。

附則（平成26年告示第227号）

この告示は、平成26年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

事業の種類		事業主体	事業内容	経費	補助率
開設	簡易作業道	森林組合、 生産森林組合 及び森林整備 法人	森林施業の省力化を目的とする簡易作業道の開設	別に定める作業道実施基準（以下「実施基準」という。）により積算された簡易作業道の開設に要する経費	10分の5以内
	森林施業路		森林施業の省力化を目的とする森林施業路の開設	別に定める森林施業路標準経費（以下「標準経費」という。）により積算された森林施業路の開設に要する経費と実支出額とのいずれか少ない額	
改良	簡易作業道		森林施業の省力化を目的とする既設の簡易作業道の改良	別に定める実施基準により積算された既設の簡易作業道の改良に要する経費	
	森林施業路等		森林施業の省力化を目的とする既設の森林施業路又は別に定める規格による作業道の改良	別に定める標準経費により積算された既設の森林施業路又は別に定める規格による作業道の改良に要する経費と実支出額とのいずれか少ない額（当該改良に要する経費を標準経費により積算することができない部分にあっては、実施基準により積算された当該改良に要する経費）	

別表第2（第6条関係）

区分	変更の内容
経費の変更	路線ごとの事業費の30パーセントを超える増減又は補助金総額の変更
事業内容の変更	路線の廃止若しくは追加、路線の全幅員の変更又は路線ごとの施行延長の30パーセントを超える減少